

令和7年度賦課金及び徴収方法を下記のとおり提出する。

1) 賦課金 (ha) (単位：円/10a)

区分	地区面積	金額	付記
経常賦課金①	2,350.2	3,000	ほ場整備事業の償還が完了した地区又はほ場整備事業未実施地区
経常賦課金②	42.5	3,200	ほ場整備事業実施中の地区(高壇地区・鶴の子地区)
維持管理費賦課金	2,161.5	3,000	電力料金高騰・整備補修費増加等により、前年度対比1,000円の増額
畑地化協力金賦課金①	15.6	1,500	畑地化促進事業の畑地化協力金の該当となった農地の賦課金(経常賦課金分)
畑地化協力金賦課金②	11.7	1,500	畑地化促進事業の畑地化協力金の該当となった農地の賦課金(維持管理費賦課金分)
新庄第一	239.2	300	
新庄第二-1	96.2	300	
新庄第二-2	169.3	300	
新庄第二-3	73.4	300	
新庄第三	215.9	300	
新庄南部	108.3	800	
天保ハリウ	44.6	6,800	田:42.3ha(6,800円/10a) 畑2.3ha(畑地化分1.0ha含む3,400円/10a)
小泉	183.1	900	
野中	259.0	500	
山屋(上)	19.0	300	
山屋(下)	32.2	300	
関屋	85.4	300	
谷地小屋太田	107.8	500	
鳥越市野々	38.5	500	
梅ヶ崎	51.1	1,300	
下西山	34.1	500	
芦沢	20.0	500	
下モ野	33.2	500	
桂	17.7	1,200	
月岡	9.1	1,100	
上西山	32.8	500	
上ミ野	11.6	500	
上山崎	17.9	500	
谷地小屋北	8.5	500	
石神	12.7	500	
宮内	31.8	1,000	
向田	77.7	1,000	
上野	53.8	12,700	田:53.1ha(12,700円/10a) 畑地化0.7ha(6,350円/10a)
高壇	20.0	3,300	
鶴の子	22.5	14,000	鶴の子地区18.4haは14,000円、上鶴の子地区4.1haは12,000円

* 畑は経常賦課金の1/2の額とする。畑地化促進事業以外の畑の面積:72.5ha。

* ただし、末端水路が未整備である地区については、計画どおりに末端水路が整備されるまでの期間は経常賦課金等の賦課を保留する。

* 上野地区・天保ハリウ地区の畑地化協力金賦課金の単価は、別途地区毎に定める額とする。

* 畑地化促進事業の令和6年度追加採択及び令和7年度新規採択があった場合は変動する。

2) 賦課徴収の時期 ①賦課期日 令和7年10月1日 ②賦課期限 令和7年11月20日